

函館市監査公表第5号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年6月26日

函館市監査委員 小野 浩
函館市監査委員 本間 裕邦
函館市監査委員 板倉 一幸
函館市監査委員 藤井 辰吉



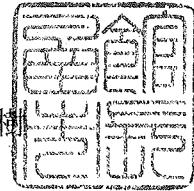
函 福 管

令和 2 年(2020 年)6 月 24 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 横



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和元年 9 月 12 日～令和元年 12 月 25 日	講評日	令和元年 12 月 26 日
調査対象事項名	予算の執行		
指摘事項、意見・要望事項			

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業費で予算執行している地域型介護予防体操教室事業および包括的支援等事業費で予算執行している地域包括支援センター運営事業は、函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 17 年規則第 108 号）第 2 条に規定する長期継続契約を締結することができるとされていないことから、毎年度、業者の選定を行っているものの、契約書の一部となっている函館市地域型介護予防体操教室事業実施要領（平成 29 年 10 月 1 日施行）および公募に当たって配布した高齢者あんしん相談窓口函館市地域包括支援センター運営法人公募要項（平成 27 年 7 月 31 日保健福祉部長決裁）において、「市議会の予算議決を得た場合に限り」等の条件のもと契約を複数年継続または更新することを規定し、このことを特命随意契約の理由として、当初選定した業者を継続して

選定しているほか、社会福祉総務費および生活保護総務費で予算執行している就労準備支援事業については、平成29年度（2017年度）に2回目のプロポーザルを実施し業者を選定しているが、今年度の契約に当たり「前年度から引き続き参加する利用者との信頼関係の構築や相互理解を深める」と当初から同一業者による継続的な事業運営を前提としていたと見受けられる特命随意契約理由をもって業者を選定しており、規定や業務執行の考え方と契約の方法に不整合を起こしている。

このことは、単年度契約と複数年度契約を明確に区分して事務を執っていたなかったことが原因の一つであると思料されるが、当初から同一業者による継続的な事業運営を前提としているのであれば、目的達成や経費削減等の観点も踏まえ、債務負担行為の設定を検討するなど、契約期間等のあり方を整理することはもとより、地方公共団体の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するとおり競争入札が原則であること、特命随意契約による場合においては、経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきであることも踏まえ、適正な契約事務の執行に努められたい。

措置内容、対応・考え方等

地域型介護予防体操教室事業につきましては、函館市地域型介護予防体操教室事業実施要領の契約を複数年継続または更新することを前提とした規定を改め、今後、契約事務を執行する令和2年度の契約から、毎年度受託希望者を公募し、要件を満たす全ての事業者と契約を締結することとします。

地域包括支援センター運営事業につきましては、今後、新たな福祉拠点としてセンターの機能を拡充するための検討が必要であることなど、契約の締結に向けた整理に2年程度の時間を要するため、令和2年度および令和3年度は、受託事業者の業務履行能力等を勘案し、適正な手続きをもって単年度契約を締結し、事業内容の整理後には、債務負担行為を設定し、複数年契約を締結することとします。

就労準備支援事業につきましても、令和2年度に実施する「市民の生活等に関する調査」の結果を踏まえ、ひきこもり等の困難を抱える方への支援につい

て、事業内容の検討が必要であることなど、複数年契約の締結に向けた整理に時間を要するため、令和2年度は受託事業者の業務履行能力等を勘案し、適正に単年度契約を締結したところであり、令和3年度から債務負担行為を設定し、適正に複数年契約を締結することとします。



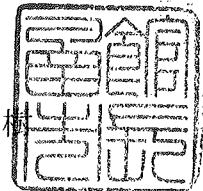
函 福 管

令和 2 年(2020 年)6 月 24 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 横



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和元年 9 月 12 日～令和元年 12 月 25 日	講評日	令和元年 12 月 26 日
調査対象事項名	予算の執行		
指摘事項、意見・要望事項			

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

(イ) 地域包括支援センター運営事業の契約手続に関わって、随意契約により契約を締結しようとするときは、函館市契約条例施行規則（昭和 39 年規則第 4 号）第 30 条の 4 第 1 項および第 2 項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならないとされ、また、同規則第 30 条の 5 の規定により、見積書を徴するものとされているにもかかわらず、予算計上に当たっては積算しているものの、契約に当たっては積算書自体作成していないことから予定価格を定められず、さらに、見積書も徴しないまま業者を選定しており、適正に最適な事業者が選定されているのかを証する手続が執られていなかった。

このことは、規則を十分に意識していなかったことおよび単年度契約と複数年度契約を明確に区分して事務を執っていなかったことが原因

の一つであると思料されることから、規則に則った適正な契約事務の執行を図られたい。

措置内容、対応・考え方等

地域包括支援センター運営事業の業者選定につきましては、令和2年度から財務部調度課に回付し業者選定を行ったところであり、積算書および予定価格調書を作成するとともに見積書を徴し、函館市契約条例施行規則の規定に則り事務を執行しました。

また、適正な契約事務の執行等について部内に通知するとともに職員に対する説明会を開催し、例規や手引き等を十分に意識した事務を執行するよう周知徹底したところであります。



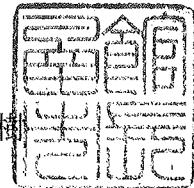
函 福 管

令和 2 年(2020 年)6 月 24 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和元年 9 月 12 日～令和元年 12 月 25 日	講評日	令和元年 12 月 26 日
調査対象事項名	予算の執行		
指摘事項、意見・要望事項			

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

(ウ) 介護予防・日常生活支援総合事業費で予算執行している地域型介護予防体操教室事業ならびに包括的支援等事業費で予算執行している地域包括支援センター運営事業および生活支援コーディネーター業務は、当初の業者選定を保健福祉部において行ったが、今年度の業者選定にあたり、函館市事務専決および代決規程（平成 5 年訓令第 2 号）により財務部調度課の個別専決事項とされ、同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて「単年度契約で、初回に発注課で業者選定を行った業務であっても、引き続き次年度も同一業務を随意契約をするような業務」は同課への回付を要するとされているにもかかわらず、回付をせずに保健福祉部にて業者選定を行っていた。

また、地域包括支援センター運営事業については、函館市契約審査会規則（昭和 39 年規則第 6 号）第 2 条第 3 号および手引きにより、

財務部調度課で業者選定する場合、予定価格が1件15,000千円以上の業務委託は契約審査会で審議するとされているところ、予定価格が定められていないため確定はできないが、契約金額から推測される予定価格が1件15,000千円以上であるにもかかわらず、財務部調度課に回付されていないことから、契約審査会での審議がなされていなかった。

これらのこととは、規程や規則、手引きを十分に意識して事務を執つていなかったことが原因の一つであると思料されることから、規程等に則った適正な契約事務の執行を図ることはもとより、保健福祉部の契約手続を全体的に見直し、適正な事務の確保を図られたい。

措置内容、対応・考え方等

地域包括支援センター運営事業および生活支援コーディネーター業務の業者選定につきましては、令和2年度から函館市事務専決および代決規程（平成5年訓令第2号）および財務部調度課が定める「入札・契約事務の手引き」に則り、同課に回付し業者選定を行ったところであり、今後、令和2年度の契約事務を執行する地域型介護予防体操教室事業につきましても同様に、財務部調度課に回付することとします。

なお、上記事業のうち、地域包括支援センター運営事業につきましては、積算の結果、予定価格が1件15,000千円以上となったことから、契約審査会での審議を経て、契約を締結しました。

また、適正な契約事務の執行等について部内に通知するとともに職員に対する説明会を開催し、例規や手引き等を十分に意識した事務を執行するよう周知徹底したところであります。



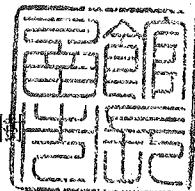
函 福 管

令和 2 年 (2020 年) 6 月 24 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 横



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()					
監査等実施期間	令和元年 9 月 12 日～令和元年 12 月 25 日	講評日	令和元年 12 月 26 日			
調査対象事項名	イ 支出事務（介護支援ボランティアポイント事業費）					
指摘事項、意見・要望事項						
(1) 指摘事項						
イ 支出事務（介護支援ボランティアポイント事業費）						
<p>業者の選定は、函館市事務専決および代決規程（平成 5 年訓令第 2 号）により財務部調度課の個別専決事項とされ、同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて、委託先、委託料の選定の余地がない業務など一部の例外を除いては同課への回付を要するとされているところ、当該例外事項に該当しないにもかかわらず、回付をせずに保健福祉部にて業者選定を行っていた。</p> <p>このことは、委託先の選定の余地がない業務であるかどうかの捉え方を誤って解釈していたことが原因であることから、今後においては、規程はもとより手引きを十分に理解したうえで、適正な事務の執行を図られたい。</p>						
措置内容、対応・考え方等						

介護支援ボランティアポイント事業につきましては、令和2年度の契約事務において、函館市事務専決および代決規程（平成5年訓令第2号）および財務部調度課が定める「入札・契約事務の手引き」に則り、同課に回付し業者選定を行いました。

また、適正な契約事務の執行等について部内に通知するとともに職員に対する説明会を開催し、例規や手引き等を十分に意識した事務を執行するよう周知徹底したところであります。



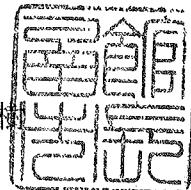
函 福 管

令和 2 年(2020 年)6 月 24 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 横



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和元年 9 月 12 日～令和元年 12 月 25 日	講評日	令和元年 12 月 26 日
調査対象事項名	契約事務（基幹相談支援センター事業委託契約）		
指摘事項、意見・要望事項			

(2) 意見

ア 契約事務（基幹相談支援センター事業委託契約）

基幹相談支援センター事業の委託に当たっては、契約書に、主に市が事業を実施する上で必要になる事項が規定されている函館市障害者地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）および相談支援事業実施要領（平成 18 年 10 月 1 日施行）が附属されているのみであり、受託者が参照とすべき手続、手順や必要書類等具体的な業務内容を定めたものは附属されていなかった。

このため、市が受託者に求めている業務と実務が乖離することや、これに関連して事務の誤りなど業務のコントロールが困難になることも懸念されることから、当該センター事業の委託においては、業務処理要領を作成し業務内容を明確にした上で契約手続を執ることはもとより、処理要領に基づく指導等により適正な事業の執行に努められたい。

また、実施要綱および実施要領には、当該センター事業のほか複数の事業についても定められていることから、これらの委託契約もあわせて再度点検し、契約書および附属書類の内容を整理されたい。

措置内容、対応・考え方等

基幹相談支援センター事業の委託契約につきましては、令和2年度から、新たに作成した業務処理要領を契約書に附属し、その業務内容を明確にしました。

また、函館市障害者地域生活支援事業実施要綱および相談支援事業実施要領に定められている他の委託業務につきましても同様に、契約書および附属書類の内容について点検・整理を行ったところであり、今後におきましては、業務処理要領に基づき、委託業務料を正確に積算することや、指導等により受託業者の業務をコントロールし、処理要領の業務内容と実務の乖離を防止することを意識し、適正な事務の執行に努めてまいります。